

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第4区分

【発行日】平成29年11月2日(2017.11.2)

【公表番号】特表2017-510485(P2017-510485A)

【公表日】平成29年4月13日(2017.4.13)

【年通号数】公開・登録公報2017-015

【出願番号】特願2016-558563(P2016-558563)

【国際特許分類】

B 3 2 B 5/18 (2006.01)

B 3 2 B 27/28 (2006.01)

B 3 2 B 27/30 (2006.01)

A 6 1 F 5/445 (2006.01)

【F I】

B 3 2 B 5/18 1 0 1

B 3 2 B 27/28 1 0 1

B 3 2 B 27/30 C

A 6 1 F 5/445

【手続補正書】

【提出日】平成29年9月19日(2017.9.19)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

2つの外側層とガスバリア層とを含む多層フィルムであって、

前記ガスバリア層は前記外側層の間に設けられ、

前記外側層の少なくとも1つは発泡層であり、

A S T M D 8 8 2 に従って測定した際に、約14 M P a ( 2 k s i ) から約276 M P a ( 40 k s i ) の弾性率を有する、多層フィルム。

【請求項2】

少なくとも1つの束縛層と少なくとも1つの内側層とをさらに含む、請求項1に記載の多層フィルム。

【請求項3】

シール層／束縛層／バリア層／束縛層／内側層／外側の発泡層の構造を有する6層フィルムであるか、又は

シール層／束縛層／バリア層／束縛層／内側層／内側層／外側の発泡層の構造を有する7層フィルムであるか、又は

シール層／内側層／束縛層／バリア層／束縛層／内側層／外側の発泡層の構造を有する7層フィルムであるか、又は

シール層／内側層／束縛層／バリア層／束縛層／外側の発泡層の構造を有する6層フィルムであるか、又は

シール層／束縛層／バリア層／束縛層／外側の発泡層の構造を有する5層フィルムである、請求項2に記載の多層フィルム。

【請求項4】

前記内側層の少なくとも1つは発泡層である、請求項3に記載の多層フィルム。

【請求項5】

前記外側の発泡層は、

エチレンビニルアセテート( EVA )、エチレン - アクリル酸メチル( EMA )、エチレン - アルファオレフィン共重合体、エチレンベースのエラストマー、エチレン - プロピレン( EP )共重合体、又はこれらの混合物から選択された重合体と、

発泡剤と

から形成されている、請求項 1 に記載の多層フィルム。

【請求項 6】

前記ガスバリア層は、ポリ塩化ビニリデン、ビニリデン共重合体、ポリアミド、又はエチレン - ビニルアルコール共重合体から選択された重合体を含む、請求項 1 に記載の多層フィルム。

【請求項 7】

前記ガスバリア層は、非晶質ポリアミドと、官能基修飾したゴム配合物又は化合物とを含む重合体混合物から形成されている、請求項 6 に記載の多層フィルム。

【請求項 8】

前記外側の発泡層と、前記内側層と、前記束縛層と、前記バリア層とのうちの少なくとも 1 つはビニル結合リッチなトリプロック共重合体を含む、請求項 2 に記載の多層フィルム。

【請求項 9】

約 100 μm から約 500 μm の厚さを有する、請求項 1 に記載の多層フィルム。

【請求項 10】

少なくとも 1 つの発泡層と、ガスバリア層と、少なくとも 1 つの束縛層とを備えた多層フィルムであって、

前記束縛層は、少なくとも 1 つのビニル結合リッチなトリプロック共重合体を含む重合体混合物から形成されている多層フィルム。

【請求項 11】

前記重合体混合物は、約 50 質量 % から約 99 質量 % の少なくとも 1 つのビニル結合リッチなトリプロック共重合体を含む、請求項 10 に記載の多層フィルム。

【請求項 12】

前記重合体混合物は、ビニル結合リッチな SIS ブロック共重合体及びビニル結合リッチな SEPS ブロック共重合体を含む、請求項 11 に記載の多層フィルム。

【請求項 13】

前記重合体混合物は、  
約 25 質量 % から約 60 質量 % のビニル結合リッチな SIS ブロック共重合体と、  
約 25 質量 % から約 60 質量 % のビニル結合リッチな SEPS ブロック共重合体と、  
約 1 質量 % から約 40 質量 % のマレイン酸化 LLDPE と、  
約 0 質量 % から約 5 質量 % の抗酸化剤マスターバッチと  
を含む、請求項 12 に記載の多層フィルム。

【請求項 14】

発泡層 / 内側層 / 束縛層 / ガスバリア層 / 束縛層 / 内側層 / シール層の構造を有する 7 層フィルムである、請求項 10 ~ 13 のいずれか一項に記載の多層フィルム。

【請求項 15】

第 1 の壁及び第 2 の壁を備えるオストミーパウチであって、

前記第 1 の壁と前記第 2 の壁とは、それらの周縁に沿ってシールされてキャビティを画定し、前記第 1 の壁及び前記第 2 の壁の少なくとも一方は、請求項 10 ~ 14 のいずれか一項に記載の多層フィルムから形成されているオストミーパウチ。